

【宮城県独自補助】よくあるご質問

No.	申請の手引きの項目	内容	回答
2-1	2.補助対象者	国の事業再構築補助金(第5回公募)へ申請している事業者が宮城県事業再構築支援補助金(宮城県独自補助)へも申請することは可能か。	<p>宮城県事業再構築支援補助金(宮城県独自補助)は、国の事業再構築補助金の採択には至らなかった方などで、事業再構築の取組みを行おうとする事業者を支援しようとする制度です。</p> <p>そのため、宮城県独自補助は、国の事業再構築補助金の非採択者・未申請者を対象として想定しているところです。</p> <p>しかしながら、国の事業再構築補助金(第5回公募)に申請済みの事業者については、国の補助金の採択結果が2022年6月中には判明することが見込まれることから、国の事業再構築補助金(第5回公募)が不採択だった場合に、特に宮城県独自補助の審査を希望する方については、以下の取扱とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書P1「3.現状の事業内容」に国の事業再構築補助金(第5回公募)に応募している旨を記載し、2022年5月31日までに補助金事務局に申請願います。(電子メール:当日受信有効・郵送当日消印有効) ・なお、その際は、国の事業再構築補助金(第5回公募)に応募していることが分かる書類(GビスIDプライム【申請済】レコードの写し)を添付願います。 ・国の事業再構築補助金(第5回公募)に採択された場合は、事業者が宮城県独自補助への申請を取下げたものとみなします。
2-2	2.補助対象者	すでに国の事業再構築補助金に採択が決まっている場合、採択された事業を宮城県の上乘せ補助金として申請し、別事業を宮城県の独自補助金に申請してよいか。	<p>宮城県事業再構築支援補助金(宮城県独自補助)は、国の事業再構築補助金の採択には至らなかった方などで、事業再構築の取組みを行おうとする事業者を支援しようとする制度です。</p> <p>国の事業再構築補助金については、グリーン成長枠に申請する場合を除き、国の事業再構築補助金を複数回受けることはできないこととされているところです。</p> <p>そのため、国の事業再構築補助金に採択されている方につきましては、国の取扱いも勘案し、宮城県事業再構築支援補助金(宮城県独自補助)申請の手引きP3に記載のとおり、宮城県独自補助の対象とはしておりません。</p>
2-3	2.補助対象者	2店舗経営しており、1店舗では国の再構築補助金、もう1店舗で宮城県の再構築補助金を申請して問題はないか。事業内容は2店舗で異なる。	<p>宮城県事業再構築支援補助金(宮城県独自補助)は、国の事業再構築補助金の採択には至らなかった方などで、事業再構築の取組みを行おうとする事業者を支援しようとする制度です。</p> <p>国の事業再構築補助金については、グリーン成長枠に申請する場合を除き、事業再構築補助金を複数回受けることはできないこととされているところです。</p> <p>特に、ご質問の内容については、国では、1つの事業計画書の中で複数の計画を記載することが可能とされているところであり、一方、別の事業計画として2つの事業計画を申請することは認められていないところです。</p> <p>そのため、国の取扱いの内容を勘案して、宮城県独自補助の対象とはしておりません。</p>
3-1	3.補助対象要件	2020年4月1日から2021年12月末までに創業された事業者で、対2019年同月比が算出できない事業者について、減少率の算出方法を教えてください。	<p>2019年4月～2020年3月までの実績の無い創業者や店舗・業容拡大等により前年又は前々年同月と単純に比較できない場合は、創業後申請する月の前月までの間の対象月を含まない任意の連続する3か月間の平均売上高のいずれかと比較することも可能です。</p> <p>その場合、様式第2号ではなく、様式第2号の1を提出していただくこととなります。</p>
4-1	4.事業再構築の要件	製品等の新規性要件の「過去に製造した実績がない」という要件があるが、過去とはいつまでのことか。	<p>申請日より過去の5年間で製造がないことを要件とします。</p> <p>また、例えば試作のみでこれまでに販売や売上実績がないケース、テストマーケティングなど実証的に行ったことはあるものの継続的な売上には至っていないケースであって、更なる追加の改善等を通じて事業再構築を図る場合や、従来販売していた製品の改善を通じて事業再構築を図る場合は「過去に製造等した実績がない場合」に含まれます。</p>
5-1	5.補助対象経費	補助対象経費に当てはまるかを確認したい。	<p>手引きP8以降に記載の補助対象経費をご確認ください。手引きのみで判断できない場合、お手数ですが補助金事務局にお問い合わせください。</p>
5-2	5.補助対象経費	補助対象経費について原則交付決定を受けた日付以降に契約(発注)と手引きP8に記載があるが、事前に着手した分は対象経費として申請可能か。	<p>手引きP8に記載のとおり、交付決定を受けた日付以降に契約(発注)を行い、補助対象事業実施期間内に支払いを完了したものを対象とするのが原則です。</p> <p>しかし、以下のケースは例外として認める場合があります、別紙でその内容をできるだけ具体的に記載のうえ提出してください。(形式は問いません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の事業再構築に不採択となった事業者で、不採択となった事業計画を自己資金等で実施した場合に、今回の申請のあった事業計画と切り離すことが困難な場合など、真にやむを得ないケース。

【宮城県独自補助】よくあるご質問

No.	申請の手引きの項目	内容	回答
9-1	9.提出書類	売上を証明する法人事業概況説明書での記載が税込みである場合は、様式第2号_交付申請書別紙(売上高減少の報告書)の記載は税込みでよいか。	売上減少要件については減少率で判断するため、対象月と基準月の条件(税抜き・税込み)を統一いただければ問題ありません。
9-2	9.提出書類	決算書とは何を提出すればよいか。	貸借対照表、損益計算書(特定非営利活動法人は活動計算書)、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表に加えて、事業計画の提出にあたり、他に必要と考える書類があれば併せて御提出ください。 なお、事業計画の審査にあたり、追加で資料の提出を求める場合がありますことご了承ください。
10-1	10.補助事業者の義務	現地調査とはどのようなことをするのか。	本事業の遂行及び収支の状況、購入物品等の確認、領収書等の原本確認などが想定されます。
11-1	11.申請にあたっての注意点	宮城県独自補助について、手引きに記載のある所得財産等の一定期間の処分制限とは、WEBサイトの外注による作成の場合はリニューアルも期間を制限されるのか。	リニューアルは処分とみなしておりませんが、WEBサイトの閉鎖は処分にあたります。